

## エボラ出血熱に関する対策の更なる強化を求める意見書

世界保健機関（WHO）は、西アフリカで猛威を振るうエボラ出血熱の死者（疑い例を含む）が、12月10日時点で6千人を超えたと発表した。11月上旬に5千人を超えて以降、約1か月で千人増加したことになる。また、感染者数は、西アフリカ諸国や米国など計8か国で約1万8千人にも及びなおも感染の拡大が続いている。

国内においては、現時点での感染者は発生していないが、厚生労働省検疫所は、西アフリカの3か国の滞在歴を確認し、到着便の乗客にはサーモグラフィーによる体温測定を行い、発生国に21日以内に滞在した乗客には自己申告を促し問診や健康診断を実施している。

更に、新たに流行国からの入国者対策として、検疫所で配布する書面に発熱時に地域の医療機関を受診しないよう明記し、検疫所が本人と連絡が取れない場合に備えて家族の連絡先も記入することとした。

しかし、感染者を決定する上での血液検査については、東京都武蔵村山市にある国立感染症研究センターの1施設のみであり、陽性・陰性の決定には時間を要する。

万が一、国内で発生した場合には、第一種感染症指定医療機関への搬送となり、未だに指定医療機関がない地域が8県も存在している状況である。

2020年東京オリンピック・パラリンピック開催時には、海外から大勢の渡航者が押し寄せる。厚生労働省はエボラ出血熱の対応を強化しているとはいうものの、国民への周知徹底や、検査検体の提出を義務付けるなど、現段階での対策では不十分であり、早急なる対応強化を図るべきである。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、エボラ出血熱に関する対策の、強制力のある検疫の徹底、迅速な初動検査、二次感染の防止、医療体制の確保や関係法令等に万全を期し、国民に対する迅速、的確な情報提供を行い、関係省庁・関係機関を総動員し、実効性のある取り組みを一層強化するよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年12月25日

江東区議会議長 榎 本 雄 一

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
外務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣

} あて